

令和 8 年度 習志野市の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針(案)

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織（以下「各部署」という。）が発注可能な物品等について適用する。

3 方針の管理及び運営

この方針の管理及び運営は、健康福祉部障がい福祉課において行う。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針が物品の調達先として推進する障害者就労施設等は、別紙のとおりとする。

5 調達の対象となる物品等

この方針が調達を推進する物品等は、次に掲げるものとする。

（1）物品

- ・ 食品類（弁当、お茶、焼き菓子等）
- ・ 農作物類（野菜、花苗等）
- ・ 生活雑貨類（トイレットペーパー、石鹸、木工品等）
- ・ 縫製品（防災頭巾等）
- ・ イベント向け記念品
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

- ・ 屋内施設や敷地（歩道、公園、駐車場等）の清掃
- ・ 緑地管理（草刈り、花苗の植込み、花壇整備等）
- ・ 印刷製本（冊子・封筒・のぼり・チラシ・ポスター・点字文書等）
- ・ 折り込み・封入・封かん・ラベル貼り・ポスティング
- ・ 備品運搬
- ・ 袋詰め（景品等）
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達目標

令和8年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標は

105件、5,300,000円（物品480,000円、役務4,820,000円）とする。

さらに、庁内において物品調達を行う所管課数の目標を25部署とする。

（参考）令和7年度の調達実績

99件、5,531,387円（物品467,373円、役務5,064,014円）

7 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の方法を実施する。

（1）庁内会議や電子掲示板等を通じて定期的に啓発を行い、全庁的な取組の推進に努める。

（2）障害者就労施設等における提供可能な品目一覧の情報提供

「千葉県内の障害者就労施設等における提供可能な品目一覧」を各部署に情報提供する。また各部署からの発注にあたり必要に応じて調整を行う。

（3）「千葉県工賃（賃金）向上計画（令和6年度～令和8年度）」の活用

千葉県が策定した千葉県工賃（賃金）向上計画において示された市町村が行うべき取組のうち、「【官公需向け等】」に挙げられたものについて、すでに実施しているものは継続実施し、未実施のものは実施に向けた検討を行う。

【官公需向け等】

- ・市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。
- ・庁舎等を活用した事業所の製品販売スペースや展示スペースの提供。

8 調達実績の公表

調達実績は、毎会計年度終了後にとりまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 民間部門からの受注の機会の増大（※上記「6 調達目標」及び「8 調達実績の公表」の対象外）

（1）「千葉県工賃（賃金）向上計画（令和6年度～令和8年度）」の活用

千葉県が策定した千葉県工賃（賃金）向上計画において示された市町村が行うべき取組のうち、「【企業向け】」に挙げられたものについて、すでに実施しているものは継続実施し、未実施のものは実施に向けた検討を行う。

【企業向け】

- ・市町村の広報誌に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【障害者就労施設等】…下表の①、②及び③をいう。

①障害者就労施設	障害福祉サービス事業所等	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
		地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
		生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
		就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
		就労継続支援（A型・B型）	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	小規模作業所		障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
	特例子会社		障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所		重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	②在宅就業障害者		
③在宅就業支援団体			在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。